

環境活動レポート

2009年4月～2010年3月



2010年6月15日

(株)ケー・シー・エス

事業の概要

1) 事業者名及び代表者氏名

株式会社 ケー・シー・エス
代表取締役社長 大久保利美

2) 事業所所在地

西宮事業所

本 社

西宮CDC 〒662-0934 兵庫県西宮市西宮浜1丁目43番地
西宮パックセンター

京都CDC 〒610-0311 京都府京田辺市草内当ノ木1

東大阪CDC 〒578-0973 大阪府東大阪市東鴻池町1丁目8番30号

高槻CDC 〒569-0857 大阪府高槻市玉川3丁目1番2号

加西CDC 〒675-2113 兵庫県加西市網引町字丸山2001番40

岡山CDC 〒701-0304 岡山県都窪郡早島町早島4962番41

3) 環境管理責任者及び担当者連絡先

責任者 業務部長 高橋全治
担当者 経営企画部設備マネージャー 森崎賢次
連絡先 電話 0798-35-9035
FAX 0798-35-9063

4) 事業の内容

食料品、卸売業

大手コンビニエンスストアの配送センター運営及び配達業務
大手食品メーカー生麺の包装・パッキング受託業務

5) 事業の規模

活動規模	単位	2007年	2008年	2009年
売上高	百万円	54,717	53,249	50,125
従業員数	人	330	326	326
床面積	m ²	21,098	21,098	20,260

環境についての基本的考え方

KCS企業理念

私達ケー・シー・エスは企業活動を通じ、人々の豊かな生活と社会づくりに貢献できる企業を目指し、常に新しい挑戦を続けます。

KCS経営理念

Keeep 「Low Cost & High Quality」
他社を凌駕するローコスト・高品質を維持し続けることを目指します。

Challenge 「Speed & Innovation」
スピードを意識し、チャレンジ精神あふれた闘争な組織を目指します。

Steady 「C. S. R. & Satisfaction」
ステークホルダーすべての満足を実現するため社会との共生を目指します。

当社の環境憲章 (2004年11月制定)

前文 株式会社 ケー・シー・エスは、地球の自然の恵みを受けて成り立っている企業でありかけがえのないこの地球環境を大切にすることは、当社としての必然的な使命である。

21世紀における、我々の活動は、地球環境保全への継続的な取組と、企業の永続的的発展とを調和させなければならない。

こうした理念の下、次の観点を基調に取組を進め、我々は、世に価値ある企業としての地位を築きたいと思う。

- 条項**
- I. 我々は、全ての企業活動において、限りある資源を大切にする。
 - II. 我々は、商品の仕入れから、配送にいたる全ての段階で、環境負荷最小化に配慮する。
 - III. 我々は環境問題に関し、常に社会との共生に努める。
 - IV. 我々は、環境問題に関し、継続的な自己革新を図る。

環境基本方針

基本的取り組み

- | | | |
|--------------------------------|---|--------------------------------|
| 1. 地球温暖化防止に向け、CO2の排出抑制に努めます | → | 1. 地球環境保全の為、CO2の排出抑制に努める |
| 2. 廃棄物の総合的な削減化を図ります | → | 2. 地球環境保全の為、廃棄物削減化への取り組みを強化します |
| 3. 効率的な環境管理システムの導入に努めます | → | 3. 地球環境保全の為、限りある資源を大切にする |
| 4. 組織的な環境管理の徹底を図ります | → | 4. 地域社会との共生に努めます |
| 5. 地域社会との共生に努めます | → | 5. 環境関連法等の遵守(コンプライアンス)の徹底 |
| 6. 環境に関する継続的な自己啓発を通し、自己革新に努めます | → | |

2009年 4月 1日

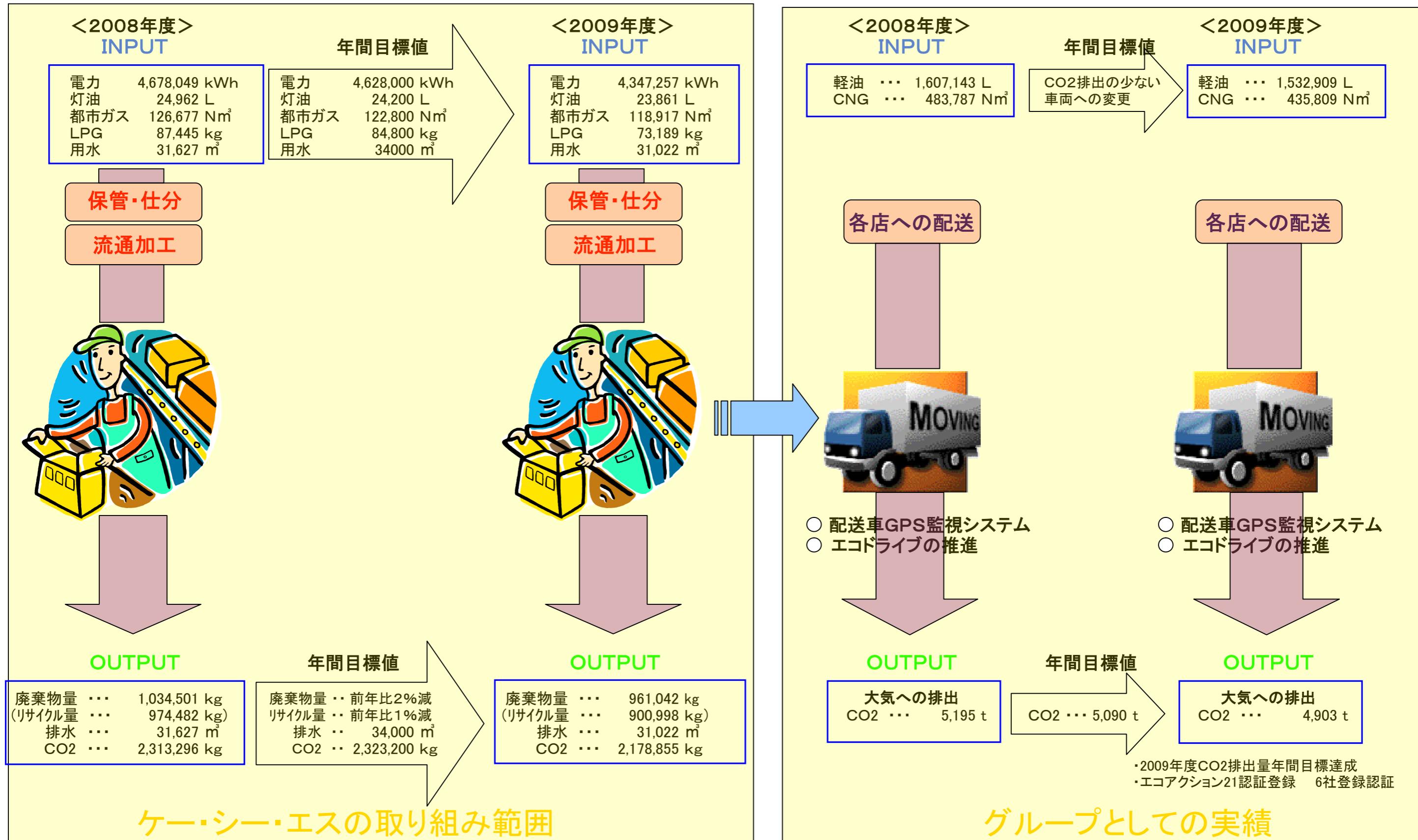
代表取締役社長

大久保 利美

ケー・シー・エスのエコバランス

2008年4~2009年3月

2009年4~2010年3月



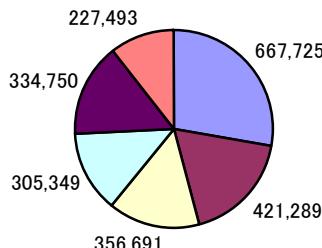
当社の環境目標とその実績

2008年度の結果報告

①地球温暖化防止に向け、CO2の排出抑制に努めます。

□ 二酸化炭素排出量(CDC別)

二酸化炭素(kg)…ケー・シー・エス



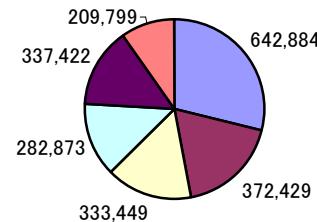
総合計 2,313,297 kg

年間
目標値

2,323,200kg
以下

□ 二酸化炭素排出量(CDC別)

二酸化炭素(kg)…ケー・シー・エス

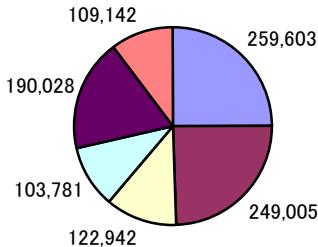


総合計 2,178,855 kg

②廃棄物の総合的な削減化を図ります。

□ ごみの排出量(CDC別)

ごみの排出量(kg)



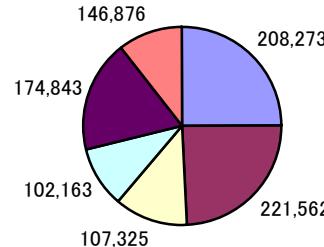
総合計 1,034,501 kg

年間
目標値

1,030,000kg
以下

□ ごみの排出量(CDC別)

ごみの排出量(kg)

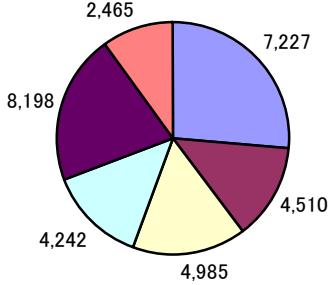


総合計 961,042 kg

③地球環境保全の為、限りある資源を大切にする。

□ 水の排出量(CDC別)

水の排出量(m³)



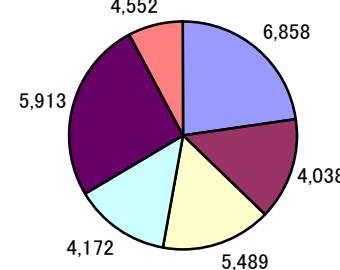
総合計 31,627 m³

年間
目標値

34,000m³
以下

□ 水の排出量(CDC別)

水の排出量(m³)



総合計 31,022 m³

④地域社会との共生に努めます。

地元主催の環境行事への参加

地元主催の環境行事への参加

クリーンディ・地域環境ディ・団地内クリーンキャンペーン参加
センター外周道路の清掃
全センター実施済み

⑤法令遵守に努めます。

環境関連法規の確認と見直しの実施

マニュフェストの運用チェックシステム構築
産業廃棄物管理票交付状況報告
エネルギー使用量原油換算
毎月実施確認

2009年度 活動計画の内容と取組結果の評価

作成日 2009年5月8日

評価日 2009年5月31日

目標項目及び目標値	2009年度結果	詳細項目 目標値	2009年度 結果	具体的取り組み施策	評価									
(1)地球温暖化防止に向け、CO2の排出抑制に努めます CO2目標値 2,323,200kg	 2,178,855kg (前年比93.7%) (総評) 前年比93.7%と削減効果がみられる。 主たる要因は 洗浄機洗浄温度の見直し、 ボイラー残圧の有効利用、冷房設定温度の 変更、各センター消灯運動が功を奏した ようである。	<ul style="list-style-type: none"> ・電力使用量の削減 4,628,000kwh以下 ・灯油使用量の削減 24,200L以下 ・LPG使用量の削減 84,800kg以下 ・都市ガス使用量の削減 122,800m³以下 	<ul style="list-style-type: none"> 4,347,257kwh (前年比93%) 23,861L (前年比95.6%) 73,189kg (前年比83.7%) 118,917m³ (前年比93.9%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消灯の徹底。 ・冷暖房のエコ運動の徹底。 ・冷凍機・冷却設備の定期点検・定期洗浄の実施。 ・クールビズの実施(6月1日～9月30日) ・高効率型、省エネルギー型機器への更新。 ・洗浄機の定期点検・日々の清掃の実施。 ・ウォームビズの実施(12月1日～3月31日) ・洗浄機洗浄温度の見直し ・ボイラー残圧の有効利用 ・洗浄機洗浄温度の見直し ・ボイラー残圧の有効利用 	電灯スイッチに節電ステッカーを貼付け消灯の意識向上を図る。節電、消灯の意識の向上が図られた。 センター内及び外灯消灯運動の実施。庫内温度の既設別温度管理の徹底実施 設定温度の厳守、節電の意識の向上が図られた。 6月シーズンイン前に定期点検、洗浄をおこなった。 各センタートイレ、通路、廊下、自転車置き場、地下駐車場等、照明熱感知センサー取付。 パックセンター倉庫照明スイッチの分岐細分化を行った。リフレクター型投光器→LED型投光器に更新。 ブラウン管テレビを液晶テレビに更新。西宮・京都・東大阪・高槻・加西 計13台 洗浄機の定期点検の実施。2, 5, 8, 11月に実施。 冷房温度25°C→26°Cに設定変更。 洗浄機洗浄温度夏冬の設定変更。 ボイラー消火時間の調整。余熱洗浄。 外灯の点灯・消灯時間タイマー設定時間の既設変更。									
(2)廃棄物の総合的な削減化を図ります 廃棄物目標値 1,030,000kg	 961,042kg (前年比92.9%) 発注仕入れ伝票のペーパーレス化により 帳票類が大幅に減り廃棄物量も減った。 段ボール、プラスタッック類、紙類の減少 リサイクル帳票類が減少したため、 リサイクル量の減となった。	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル量の増加 933,400kg以上 ・紙使用量の削減 66,800kg以下 	<ul style="list-style-type: none"> 900,998kg (前年比92.5%) 25,662kg (前年比25%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・びん、缶、ペットボトルの分別回収の徹底 ・廃棄物になる可能性のあるものを持ち込まない。 ・両面コピーの利用によるコピー用紙の抑制。 ・段ボール、コピー用紙、ポリ袋など リサイクル可能なゴミは分別する。 ・発注仕入れ伝票のペーパーレス化 	リサイクル率が徐々に増加して来ている。93.7%→94.1% 販促物の分別(紙のリサイクル資源化)の困難な販促物がまだ見られる。企画段階での見直しが必要か? 西宮パックセンター 包装フィルムの細分別によりリサイクル量増。 PPバンドのリサイクルを定着することが出来た。 発注仕入れ伝票のペーパーレス化により帳票類の使用量が大幅に減った。									
(3)地球環境保全の為、 限りある資源を大切にする 水目標値 34,000m³	 31,022m³ (前年比98.1%) 4月より岡山CDC洗車機の新設稼働があったが 水使用量の大幅増にはならなかった。 洗車機定期点検の実施、使用水量のチェック 対策及び洗浄機の日々の運転管理が 好結果となった。			<ul style="list-style-type: none"> ・名刺、トイレットペーパーの再生紙使用を推進する。 ・プリンター等のトナーのリサイクルを推進する。 ・牛乳紙パックリサイクルのPR ・エコライフハンドブックの配布 	10月 3R 推進月間ポスターの掲示。 牛乳パックリサイクルのPR 関連会社より報告書の配布。 名刺は再生紙使用の物を使用。 プリンタートナーは100%メーカーに返却リサイクル。 トイレットペーパー100%再生紙使用。 環境週間・環境月間ポスター等の掲示。 5月.10月に各センターへ及び運輸会社に配布。									
(4)地域社会との共生に努めます		地元主催の環境行事への参加 センター外周道路の清掃 6月までに1回実施	0回 毎日 ボランティアで 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地元主催の環境に関する行事に積極的に参加します。 ・環境に関するボランティア活動に積極的に参加します。 ・事業場周辺道路、歩道の清掃を実施します。 ・チームマイナス6% チャレンジ宣言 	地元主催の行事への参加は、地域、団地のクリーンディに参加。 ボランティア活動に参加しなかった。今後機会を捉えて参加したい。 牛乳パック回収・リサイクルポスター掲示、回収に努めた。 西宮は休日以外ほぼ毎日実施。西宮浜産業団地クリーンディ実施参加毎月5.15.25日実施 東大阪CDCは毎日実施。加西CDC西側法面草刈り清掃。10月実施 京都・高槻・岡山環境ディの 設定取り組み。 4月1日・10月1日宣言 実施。									
(5)法令遵守に努めます		<table border="1"> <tr> <td>マニフェストの運用チェック システム構築</td> <td>マニフェスト 管理表にて管理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物保管基準の遵守 ・管理票(マニフェスト)の運用 ・必要な分析(1回/月の洗車機排水分析(西宮洗車機)騒音、振動)を実施し、記録を残す。 ・岡山CDC洗車機稼働 4月より ・京都CDC R-22 0.3kg 4月2日破壊処理 ・委託確認書の交付・回収量の記録・保存義務 </td> </tr> <tr> <td>洗車機排水水質分析 月1回実施</td> <td>西宮月1回 その他年2回 分析実施。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フロン回収破壊法</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	マニフェストの運用チェック システム構築	マニフェスト 管理表にて管理	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物保管基準の遵守 ・管理票(マニフェスト)の運用 ・必要な分析(1回/月の洗車機排水分析(西宮洗車機)騒音、振動)を実施し、記録を残す。 ・岡山CDC洗車機稼働 4月より ・京都CDC R-22 0.3kg 4月2日破壊処理 ・委託確認書の交付・回収量の記録・保存義務 	洗車機排水水質分析 月1回実施	西宮月1回 その他年2回 分析実施。		フロン回収破壊法					マニフェストの運用については、マニフェスト管理表によりチェックが出来た。 西宮CDC洗車機排水水質分析、水量減により1回/月 実施不要となった。京都CDC5月28日11月21日 東大阪CDC5月19日、10月14日 高槻CDC5月28日、11月17日 加西CDC5月27日11月17日 10月7日、高槻CDC10月24日、加西CDC5月9日、11月19日、実施。 西宮・京都・東大阪・高槻・加西・岡山CDC騒音測定実施。 設置届・使用開始届等、諸手続完了。岡山CDC産業廃棄物処分場確認 設置届・使用開始届等、諸手續完了。 平成21年4月1日より実施 3年保存。 違反については関係機関等から特に指摘はなく又、控訴等もありませんでした。
マニフェストの運用チェック システム構築	マニフェスト 管理表にて管理	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物保管基準の遵守 ・管理票(マニフェスト)の運用 ・必要な分析(1回/月の洗車機排水分析(西宮洗車機)騒音、振動)を実施し、記録を残す。 ・岡山CDC洗車機稼働 4月より ・京都CDC R-22 0.3kg 4月2日破壊処理 ・委託確認書の交付・回収量の記録・保存義務 												
洗車機排水水質分析 月1回実施	西宮月1回 その他年2回 分析実施。													
フロン回収破壊法														

全体評価

総合的には前年より向上し、よく取組まれている。グループのグリーン化CO2排出削減に向け効果が見られた。 グループエコアクション21認証 6社 取得された。

今後 3%/年 削減に向け更なる活動取り組みを願いたい。

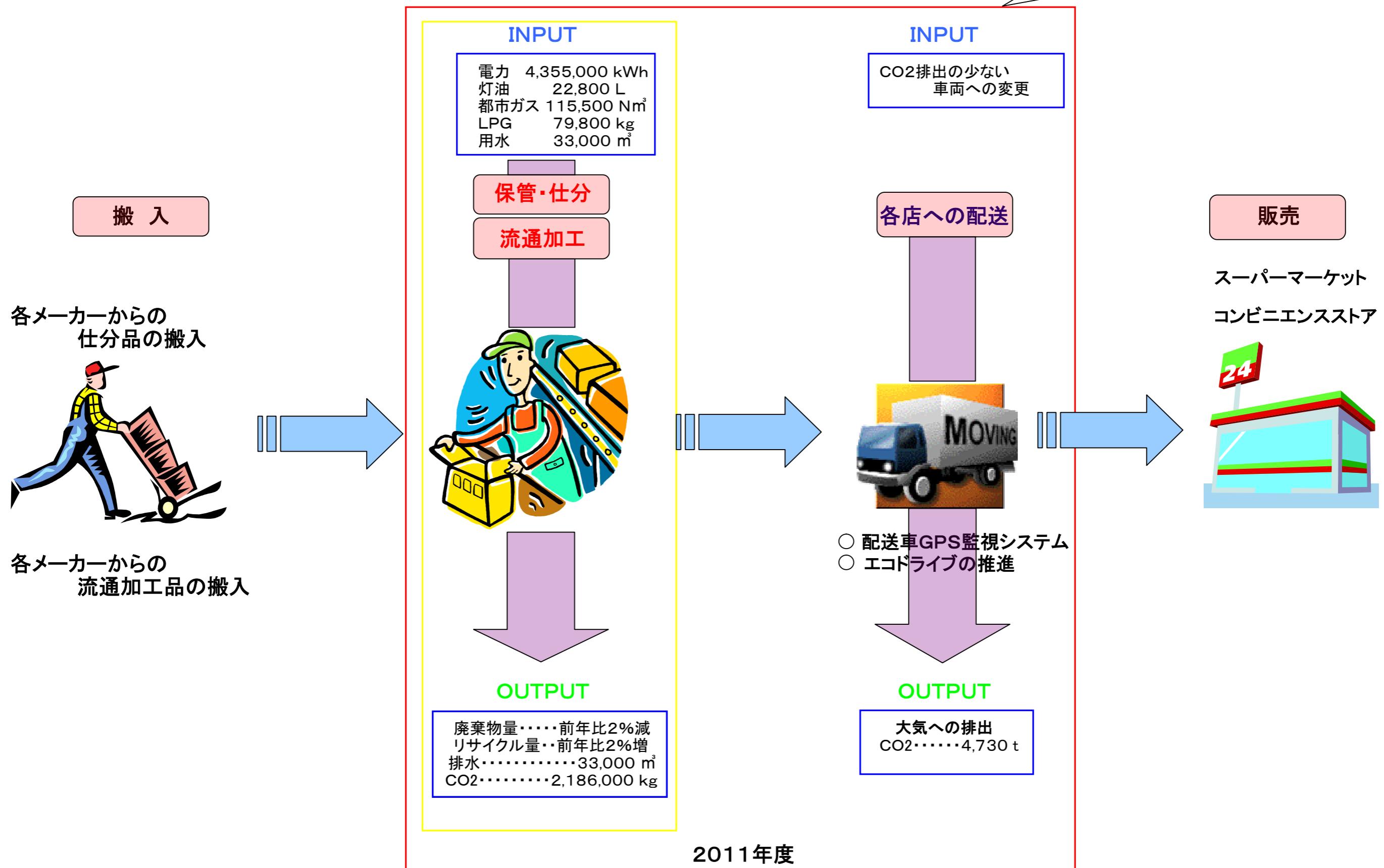
代表取締役社長

大久保利美

2011年目標 [中期目標]

ケー・シー・エスのエコバランス

私達ケー・シー・エスは、2011年度にはコンビニエンスストアの仕分配送事業全体が、エコアクション21認証、登録を目指します。



環境関連法規への違反、訴訟等の有無

(1) 当社に適用される法規制等は次の通り、毎年遵守評価を行っています。

法規制など	対象設備	法規制等要求事項	主な内容及び要点	評価
下水道法 第12条の3第1項	洗車機	特定施設の届出(新設、変更、)	自動式車両洗浄施設	A
		排出基準の遵守	PH:5~9.BOD&SS:600mg/l:Nへキ鉱油類含有5mg/l 有害物質	
騒音規制法	冷凍機、乾燥機	特定施設の届出(新設、変更、)	特定施設(原動機の定格出力が7.5kw以上の圧縮機・送風機)	A
			西宮 第4種区域 6:00~8:00 18:00~22:00=65 8:00~18:00=70 22:00~6:00=60	
振動規制法	空気圧縮機	特定施設の届出(新設、変更、)	特定施設(原動機の定格出力が7.5kw以上の圧縮機)	A
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法) 第11条 第12条の3		産業廃棄物(金属くず、ガラスくず、プラスチックくず、廃油汚泥、動植物性残渣)	産業廃棄物保管基準の遵守 管理表(マニフェスト)の運用	A
			管理票の交付状況報告 委託契約書(許可証の写しの添付の確認)	
			保管基準の遵守	
			事業活動に伴って廃棄物を自らの責任において適性に処理する。 5年間保管する。 B2・Dは90日以内、Eは180日以内に戻らない場合は都道府県知事に報告。 管理票の交付状況報告 当該年の3月31日以前の1年間事業場の所在地を管理する都道府県知事(政令市長)に提出。 委託契約の締結(委託業者の許可証の写しを添付) 管理票による確認(5年間の保存) 保管基準(60X60cm以上の掲示板、ねずみの生息、蚊、蠅の発生防止等)	
フロン回収破壊法 第2条 第19条 第19条の3	冷凍機、空調機	フロン回収業者によるフロン類回収が義務化	リサイクル業者等に機器を譲渡する場合、回収業者によるフロン類の回収をしたか。リサイクル時の回収記録。	A
		引渡し義務	廃棄する場合、フロン回収業者に引き渡したか。廃棄者の回収業者への引渡し記録。	
		委託確認書の交付	業務用冷凍空調機の廃棄等を行おうとするものは、フロン類の引渡しを他の者に委託する場合には、その業務を委託する者に、委託確認書を交付する。廃棄の場合、委託確認書	
消防法 消防法第8条 消防法施行令 第3条、第4条	建築物等	防火管理者の選任・届出	特定の人が出入りする建物で	A
		消防計画の届出	収容人員50人以上 延べ床面積500m ² 以上の建物	
		避難訓練の実施		
水道法 第34条の2 施行規則第55条 第56条	受水槽	10m ³ 以上の貯水槽 (簡易専用水道に該当)	貯水槽の清掃は、1年以内に1回	A
水質汚濁防止法 5条第1項	洗車機	特定施設の届出(新設、変更、)	自動式車両洗浄施設	A
エネルギーの使用の合理化に関する法律 (第二種エネルギー管理指定工場)	原油換算エネルギー使用量1500L/年以上の事業者	エネルギーの管理・使用量の届出 特定事業者の指定届出 定期報告書・中長期計画書の提出 エネルギー管理統括者 エネルギー管理企画推進者の選任	企業全体の年間エネルギー使用量(重油換算値)が合計して1500KL以上であれば、そのエネルギー使用量を企業単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けなければならない。エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者をそれぞれ1名選任し、企業全体としての管理体制を推進する事が義務付けされる。	A

(2)違反については3年間以上関係機関等から特に指摘はなく又、控訴等もありませんでした。

評価A=届出に問題がない。
規制値に対して余裕がある。